

検査項目	検査方法	判定基準
1 設計審査	構造部分、機械部分等がゴンドラの明細書の記載内容に合致していることを確認すること。	・ゴンドラ構造規格(以下この表において「構造規格」という。)第2条から第44条までの規定に適合していること。
2 材料検査	ゴンドラの材料について、構造規格に適合しているか、ミルシートと照合すること等により確認すること。	・構造規格第1条の規定に適合していること。
3 外観検査	(1) 構造部分について、次の事項の確認を行うこと。 ① 目視、ハンマリング、超音波探傷器、超音波厚さ計等により、著しい変形等が生じていないか確認すること。 ② 目視、ハンマリング、超音波探傷器等によって、溶接部分、ボルト穴等を確認すること。	・構造規格第1条第3項及び第16条の規定に適合していること。 ・構造規格第37条及び第38条の規定に適合していること。
	(2) 作業床等について、目視、ハンマリング、距離測定装置、超音波探傷器等により、組立図等と照合するとともに、変形等が生じていないか確認すること。	・構造規格第18条から第20条までの規定に適合していること。
	(3) 昇降装置のブレーキ及び走行ブレーキについて、目視、距離測定装置等により、設計上のものが用いられていることを確認するとともに、ブレーキライニング、ドラム面の摩耗等ブレーキの状況を確認すること。	・構造規格第21条及び第22条の規定に適合していること。
	(4) ドラム等について、目視、距離測定装置、超音波探傷器、ハンマリング等により、つり上げ装置等の作動に支障となるき裂や摩耗等の状況のほか、ワイヤロープの緊結状態及びピン等の取付状況について、組立図等と照合するとともに、確認すること。	・構造規格第23条から第26条までの規定に適合していること。
	(5) 安全装置等について、目視、距離測定装置、絶縁抵抗計、電気計測器等により、組立図等と照合するとともに、取付状況を確認すること。	・構造規格第27条から第32条までの規定に適合していること。
	(6) 電気機器等について、目視、絶縁抵抗計、電気計測器等により、回路図等と照合するとともに、取付状況を確認すること。	・構造規格第33条から第36条までの規定に適合していること。
	(7) ボルト、ナット、ねじ等について、ハンマリング等により、接合状態を確認すること。	・構造規格第39条の規定に適合していること。
	(8) ワイヤロープ等について、目視、鋼索用磁気探傷器等により、不適切なものが用いられていないか確認すること。	・構造規格第40条から第43条までの規定に適合していること。
	(9) 積載荷重等の表示内容を確認すること。	・構造規格第44条の規定に適合していること。

4 動作試験	<p>(1) 無負荷で巻上げ、巻下げ、走行、横行、旋回、起伏、引込み、押出しの運動を定格速度により行わせ、次の事項を確認すること。各運動は2回以上繰り返して確認すること。ただし、下降のみに使用されるものにあつては下降の運動を許容下降速度により確認すること。</p> <p>① 異常な振動、衝撃、音響等の有無</p> <p>② クラッチ及び各ブレーキの作動状態(ブレーキの制動トルクについては申請者が測定したデータを参考にすることができること。)</p> <p>③ 安全装置の調整状態及び作動状態</p>	<p>・構造規格第16条、第21条及び第22条、第26条から第28条まで、第30条及び第31条、第34条から第36条までの規定に適合していること。</p>
5 荷重試験	<p>(1) 積載荷重に相当する荷重の荷を載せて、上昇及び下降の運動を定格速度により行わせ、次の事項を確認すること。ただし、下降のみに使用されるものにあつては下降の運動を許容下降速度により確認すること。</p> <p>① 安定度(転倒するおそれのないゴンドラは除く。)</p> <p>② 異常な振動、衝撃、音響等の有無</p> <p>③ クラッチ及び各ブレーキの作動状態</p> <p>④ 構造部分のき裂、変形及び損傷</p>	<p>・構造規格第16条、第21条、第22条、第26条、第30条及び第31条に適合していること。</p>
備考	<p>構造規格第45条の規定による適用の除外を受けたゴンドラについては、適用しないこととされた規定に関する検査の実施に代えて、適用の除外を受けた際の条件に適合していることを確認すること。</p>	